



長崎県公報

目 次

| | |
|-----------------|---------|
| ○ 告 示 | 所管課(室)名 |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | 人 事 課 |
| ○ 公 告 | |
| ・一般競争入札の実施 | 人 事 課 |

告 示

長崎県告示第158号の2

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。なお、一般競争入札の参加者の資格等（令和3年長崎県告示第133号）は、廃止する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

- 競争入札に付する事項
長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ
- 競争入札参加者の資格要件
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営み、かつ、同法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有し、長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設を営業する者
- 競争入札に参加することができない者
 - 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
 - 申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
 - 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定

に該当する者

- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この告示の日から令和3年3月9日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参により提出すること。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 使用印鑑届（様式第3号）

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 提供する宿泊所の名称及び所在地、同宿泊所が所有する部屋のタイプ及び数等の概要がわかる資料

※ 提出書類は原本又はその写しとし、入札参加者資格申請書提出日前1月以内に発行されたものに限る。

※ 上記オ及びカについて、新型コロナウイルス感染症に伴い税の徴収猶予を受けている場合は、税の徴収猶予を受けていることがわかる書類に代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知（郵送）する。

6 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(2)又は(11)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消す。

- (2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。なお、令和3年2月19日付け長崎県公報第10996号中長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げに係る一般競争入札の実施の公告は、廃止する。

令和3年2月26日

長崎県知事 中村 法道

1 入札に付する事項

(1) 長崎県新規採用職員前期研修期間中における宿泊施設借上げ

ア 新規採用職員研修会場

長崎県庁行政棟（長崎市尾上町3番1号）

イ 予想延べ宿泊数 487泊

ウ 宿泊期間 令和3年3月31日から令和3年4月13日まで

エ 借上条件

- (ア) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる宿泊施設であること。
- (イ) 旅館業法第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業の許可（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により当該許可を受けて旅館・ホテル営業を営むとみなされる場合を含む。）を有する宿泊施設であること。
- (ウ) 上記アの研修会場（長崎県庁行政棟）から徒歩による距離が1.5キロメートル以内に所在する宿泊施設であること。
- (エ) 上記ウの期間中、上記イの予想延べ宿泊数の全てについて、シングルルーム（翌日の朝食込み）での宿泊サービスを提供できること。なお、上記イの予想延べ宿泊数については、公告日現在で予想される宿泊数の上限であり、落札日以降において減じることがある（変更が判明した場合は直ちに落札者へ連絡する。）。

(2) 宿泊施設借上げの特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年3月31日から令和3年4月13日まで

(4) 履行場所

契約する宿泊施設

(5) 入札の方法

入札書には、1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）を記載すること。

また、予想延べ宿泊数とした場合の総見積価格（入札単価に予想延べ宿泊数を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（令和3年長崎県告示第158号の2）により、入札参加資格を得ていること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

入札を希望する者は、本県所定の一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、次の提出場所へ持参により提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部人事課

（電話）095-895-2153

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書の交付

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は入札説明書による。
- (2) 入札説明書は、この公告の日から3に掲げる場所において交付する。

6 入札の日時及び場所

令和3年3月17日 午前10時 長崎県庁5階 501会議室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金として、入札書に記載する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により入札開始前に納付すること。

入札保証金は、落札されなかった者には、入札終了後、直ちに返還する。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還する。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（総見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結時に契約する1泊当たり（朝食込み）価格相当額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に予想延べ宿泊数を乗じて得た総見積金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（総見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(7)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札をした者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 12 その他
その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所